

議員（藪内 真由美）

4番、藪内 真由美でございます。本日もよろしくお願い致します。

令和5年12月定例会におきまして、次の3点について質問をさせていただきます。

一問一答方式でお願いします。

1点目は、都市計画税の用途について、2点目は、法定外公共物官地について、3点目は、空き家、空き地の有効活用としてコンパクトな公園をです。

今回のこの3点につきましては、3点とも関連性がある部分があり、担当部署の方々には、お手数をかけますが、よろしくご答弁をお願い致します。

まず1点目の都市計画税の用途についてです。

課税対象区域はどこでしょうか。また、税収はいかほどでしょうか。よろしくお願い致します。

税務課長（西山 政有紀）

藪内議員の都市計画税の課税対象区域及び税収についてのご質問に答弁をさせていただきます。

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される目的税で、本町では都市計画区域のうち、公共下水道事業の認可区域等の都市計画事業にかかる区域に所在する土地及び家屋に対し課税しております。

税収としましては、収入累計額として、令和4年度決算額65,571,578円、令和3年度決算額66,093,056円、令和2年度決算額64,979,553円、令和元年度決算額64,574,936円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

町の問題点を解決するためにどのように使われているのか、お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

藪内議員の都市計画税の用途状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

都市計画税の用途につきましては、都市計画法に基づいて行う都市計画施設の整備事業等の費用に充てるものとなっております。都市計画施設とは道路、駐車場などの交通施設、公園、緑地などの公共空地、水道、下水道等の供給処理施設などがあります。

本町の本年度予算においては、一般会計では主なものとして、公園事業費の維持管理委託費や工事費など、また、緑化推進費の街路緑地帯の維持管理費等に充当しており、特別会計では下水道事業費の下水道施設の維持管理費、整備工事費及び事業債などに充当しております。

都市計画税の税収は、令和5年度予算ベースで都市計画事業費全体の約12.2%の充当割合となっており、都市計画税は用途が定められた目的税であることから、引き続き、都市計画事業の有効活用に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

次にまいります。先日、桜川橋の曲がり角に雑草樹木が茂り自転車や車の視界を遮り危ないため、何とかして欲しいとの要望がありました。私も確認し、危険な状態であるため、急ぎ、町建設課へ連絡すると、桜川河川は本来、県の管轄であるとのことでした。が、その後、町と県で伐採完了して頂き、依頼者の方々も喜んでおられました。その際は、迅速なご対応有難うございました。

それに伴い、2点目の法定外公共物についてです。

先ほどとは別の場所ですが、町内の都市計画区域内外において、雑草が生い茂り、管理の行き届いていないと思われる土地が多々あります。

そこは法定外公共物、いわゆる官地という農道と位置づけられた土地でした。

その雑草等の管理については、主として利用されている方々が管理をしていくということであり、町が協力出来ることは、生コンを支給するのみで、管理されている方々が整備費用を負担しているとの話を聞きました。

必要であれば、生コンを支給するだけのことであり、整備費用については実費とのこと。個人での対応は、至難の業と思われれます。この点についてはどのようにお考えですか。お伺いします。

産業課長（村井 崇一）

藪内議員の農道の整備費用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

農道の維持管理につきましては、日常的に必要な草刈りに代表されるような路面維持の他、陥没やひび割れといった軽微な損傷に対する補修作業がありますが、基本的に地域の農業者複数が受益者であることから、その管理は地元水利組合に任されているところでございます。

こういった補修作業に必要な花崗土や生コンクリートといった資材について、地元水利組合から相談がありました場合は、町から原材料の支給を行うことにより、維持管理への支援を行っております。

また、土地改良区が行う事業として、県費補助事業の採択基準を満たさない修繕や更新工事につきまして事業要望調査を行い、事業の必要性や優先度の判断により土地改良事業として実施しているところでございます。

なお、この町補助の土地改良事業の補助割合は、事業費に対して町が4分の3、地元負担が4分の1でございます。

また、地元負担を伴わない制度と致しましては、多面的機能支払い交付金事業がございませう。

本事業は、地域の農業者等が共同で行う水路の草刈り・泥上げや農道の路面維持といった農地維持活動や水路・農道・ため池の軽微な補修といった農村環境保全活動、更には老朽化の進む水路等の補修・更新といった施設の長寿命化に利用可能なものでございます。

現在は、8つの活動組織がこの事業を利用しており、これらの活動組織が管理する農道については、全額多面的機能支払交付金を充てて修繕等が可能となっております。

令和6年度からは、現在活動組織が無い地域もこの事業を活用出来るよう、本町全域を対象エリアとする活動組織の大規模化に向けて、現在、取り組んでいるところでございます。

なお、多面的機能支払交付金事業費の内訳は、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっており、地元負担金が生じないことから、農地や農道の維持管理にとって有益なものでありますので、今後も本事業の推進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

それでは、誰も利用する人がいない農道及び不特定多数の方が利用し管理されていない農道の管理、この点についてはどのような取扱いをされているのですか、お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

藪内議員の利用者のいない農道及び不特定多数の利用者がいるが管理されていない農道の取扱いについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の農道につきましては、地方分権一括法により国より移管された法定外公共物の農道になります。

法定外公共物の農道につきましては、境界確認や用途廃止などの財産管理の手続きは、地元水利組合と協議しながら、町が行っております。また、日常的な維持管理などの機能保全につきましては、利用している、していないに関係なく、法定外公共物の農道は、従前より、原則、受益者である水利組合や自治会など地元関係者をお願いしております。

また、先程の産業課長の答弁にもありました県・町の補助事業により、水利組合や自治会等が事業主体となり整備された農道につきましては、その農道を整備した事業主体に適正な維持管理についてもお願いしております。

今後も産業課と連携を図り、地元関係者への支援についても検討を進め、農道の適正な維持管理に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

都市計画区域内と都市計画区域外とでは取扱いが変わってきますが、都市計画区域内であるのであれば、法定外公共物の農道管理も都市計画事業の整備に該当するのではないのでしょうか。いかがお考えでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

藪内議員の都市計画区域内の法定外公共物の農道管理が都市計画事業の整備に該当するか否かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の都市計画区域につきましては、島嶼部以外は都市計画区域内になります。議員ご質問の都市計画事業につきましては、都道府県知事などの認可・承認を受け、実施される都市計画施設の整備に関する事業となっており、主な都市計画施設として都市計画において定められた道路、公園、下水道などの整備事業になります。

このことから、法定外公共物の農道管理につきましては、都市計画区域内・外は関係なく都市計画事業には該当しないものと考えております。先ほど答弁致しましたとおり、原則として、受益者である水利組合や自治会など地元関係者をお願いしております。

今後も産業課と連携を図り、農道の適正な維持管理に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

とてまご丁寧なご答弁有難うございます。私の理解力不足のせいか、何の質問をしたか忘れてしまうほど立派な答弁で有難うございました。

要は、都市計画税を支払っている町民の区域で草木が茂り、その土地が官地や空き地であるのにも関わらず、受益者、水利組合、自治会、地元関係者をお願いするのではなく、その都市計画税などで充てるなど出来ないのかという質問で、私は訴えていきかけたのですが、少し冷たい回答ではなかったかなと思っております。自治会でのお年寄りや高齢者、女性など草刈り・生コン作業は困難かと思われま。どうぞ建設課長、町長、今後、検討の方をよろしくお願い致します。

続いて、3点目の質問です。空き家、空き地などの有効活用についてです。

多世代にわたり、散歩や憩いの場となるコンパクトな公園を要望する声を多く聞きます。

多度津町として所有している土地、町営住宅等の整備された土地はどれだけあるのでしょうか。

また、今後どのような計画、利活用をお考えですか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員の空き家・空き地などの有効活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

空き家・空き地につきましては、町内全域で増加傾向にあり、空き家に関しましては管理不十分で周辺環境を阻害している場合もあり、本町では社会資本総合交付金を活用し倒壊の可能性のある空き家に対しまして、補助制度を設け運用しております。

また、管理不十分な空き家につきましても所有者を調べ適切な管理をして頂くよう、文書等をお願いをしている状況でございます。

現在、本町が所有する土地につきましては、行政財産・普通財産を合わせて114万

7423㎡ございます。

そのうち、行政財産の公営住宅用地が4万2935㎡となります。

このうち1万2317㎡につきましては、今後、用途廃止の予定となっており、売却等を主として、各種有効な活用方法を検討することとしております。

その他の土地につきましては、現時点で具体的な利活用の計画はございませんが、議員からご指摘のありましたとおり、公園については、子どもたちの遊び場として、また、高齢者にとっての身近な憩いの場として、さらには多世代が交流する地域コミュニティ活動の場としての重要な場を役割を担っており、災害時には避難場所や救援活動の拠点にもなると考えております。

また、公園の木々は人々に潤いと安らぎを与え快適な空間を提供するなど、都市整備において、生活環境の向上のため、重要な施設であります。

今後、公園を含めた施設整備を推進し、住民の生活環境の向上を目指していくにあたり、都市整備に関する様々な計画と照らし合わせながら、町が所有する土地の有効活用について検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

町長、有難うございました。11月12日付けの四国新聞に自治体の公共事業などを支援するとして、社会資本整備総合交付金を活用するとありますが、本町では、どのような社会資本整備総合交付金の効果的な活用を考えていますでしょうか、お伺いします。

建設課主幹（喜田 浩希）

藪内議員の社会資本整備総合交付金の効果的な活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取組を支援することを目的としており、地方公共団体が作成した計画に基づき、基幹的な社会資本のほか、関連する社会資本やソフト事業を総合的に整備するための交付金です。

近年では、社会資本整備総合交付金の交付対象事業と致しまして、道福寺公園の整備事業を選定し、整備を行いました。

今後も新たに創設される「こどもまんなか公園づくり」などの支援制度を含め、社会資本整備総合交付金に限らず、財源的に有利となる補助制度の活用研究し、また、公園の整備、維持管理に当たっては、地域の皆様のご協力を得ながら、子育て世代が安心、安全に過ごせる快適なまちづくりを目指し、取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

再質問です。今、子育て世代が安心・安全に過ごせる快適なまちづくりを目指し、取り組んでまいりますと言われました。また、町長は先ほど公園を含めた施設整備を

推進し、住民の生活環境の向上を目指していくと心強いお言葉を頂きました。

それでは、今後どのように計画して、まちづくりのためになさっていくのか、今後の計画を分かる範囲でよろしいですので、町長にお伺いします。お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

ただ今の藪内議員のご質問に対して答弁をさせていただきますけども、非常に抽象的な質問でありまして、これは都市計画全体に対して、それぞれの公園整備、また、都市整備、そして下水道、上水道、様々なものが関係していきますので、そのことを網羅してのことになりますので、ちょっと、質問に対しての答弁ということにはならないんじゃないかなと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

町長、有難うございました。不躰な質問を致しました。申し訳ございませんでした。子育て世代の声が届き、町民の暮らしが過ごしやすく、環境整備など快適になるように前向きな政策を実施していくよう希望し、私の一般質問を終わらせて頂きます。有難うございました。